

日時：令和8年1月29日（木）

10時00分～11時45分

場所：甲賀市役所301会議室

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 議事

| 発言者 | 内容 |
|-----|--|
| 会長 | <p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日は3つ議題があるのですが、甲賀市こども基本条例のたたき台が出てきておりまして、そちらについて皆様には、全員から順番にご意見をいただこうかなというふうに考えておりますので、少し最初に心づもりをしておいていただけるとありがたいです。</p> <p>これからまたこどもたちへの支援、それから子育てしている保護者の方の支援がますます重要になってくるんですけども、実は1つ皆様に残念なお知らせがございまして、私は滋賀県にありますびわこ学院大学で働いているんですけども、そちらの短期大学部が、次の年度、4月に1年生が来るんですけども、その1年生の新生を迎えた後に、募集停止ということが、今年の12月22日に発表されました。</p> <p>これは全国的な流れで、いろいろな短期大学部の募集停止っていうのが報道されているんですけども、ちょっと調べさせていただきますと、1996年に、全国で598の短期大学部があったんですけども、2025年の5月時点には292というふうになっていて、そのあと本学も閉鎖を決めております。</p> <p>毎年、保育士を目指す学生が減ってきているということで、危機感があったんですけども、どこかのタイミングで、本学としても、決断をしないといけなくなったのかなというふうに考えております。</p> <p>地方では、保育士の人材不足がすごく大きな問題となっております、どこの地方でも短期大学部がどんどん閉鎖していくことが、より子育てや、子供たちへの支援の担い手が減っていくということで、すごく大きな問題となっていて、私も非常に重く受けとめています。</p> <p>なかなか若い人たちに、こどもに関わることとか、新しい世代を、産み育てることに対して、何かこう魅力っていうものが、伝わりにくい時代になっているのかなと思っておりまして、微力ながらも皆さんと力を合わせて、大変なことも多いんですけども、子育てに関わることとか子供たちに関わることっていうのは、すごく希望があることなんだっていうことを次の世代に伝えていけるように、一緒に会議の方を盛り上げていただけるとありがたいなというふう</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>に思っております。</p> <p>はい。</p> <p>すいませんちょっと長くなったんですけども、それでは議事に入らせていただきます。その前に、会議の成立について事務局から報告の方、よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>本日の会議の成立について事務局からご報告をいたします。</p> <p>条例第6条第2項では、会議は委員の半数が出席しなければ開くことができないとなっております。</p> <p>本日の会議には、委員19名中、14名の委員にご出席いただいておりますことから、会議開催の要件を満たしていることをご報告いたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。それでは次第に基づき進めます。</p> <p>議事1、第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の一部の変更について、事務局より説明の方よろしくようお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは次第の3議事の1、第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の一部変更について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料1-1、計画の一部変更案の資料をご覧ください。</p> <p>計画の一部変更を行いますのは、放課後児童健全育成事業に関する部分と、こども誰でも通園制度に関する部分の2か所です。</p> <p>まずは事務局の子育て政策課から、放課後児童健全育成事業の変更点についてご説明させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。変更を行いますのは、5の地域こども子育て支援事業の量の見込みと、提供体制のうちの放課後児童健全育成事業、こちらの各町の区域がございますが、その内、①水口区域と、次のページの⑤信楽区域の2つの区域について変更点がございます。まず水口区域の表の下の方をご覧ください。左の方に②確保方策、そして支援単位数とございます。ここの支援単位数のうち、令和8年度以降、21の数を22に変更しております。1増しております。これは民設民営児童クラブが令和8年度から新たに開設されることによる変更でございます。</p> <p>資料1-2のチラシをご覧ください。新しい民設民営児童クラブ、ハナココこどもクラブという児童クラブが開設される予定です。開設場所は、綾野学区内、水口町城内のみなくるプラザから北に歩いてすぐの距離に、民家2棟を改修してオープンをされる予定です。こちらは本年度の7月に民設民営の事業者を公募いたしまして、応募のあった1者について審査手続きを行い、最終的に新規事業者として決定したものでございます。このハナココこどもクラブは、市内で3つ目の民設民営児童クラブとなります。綾野学区に位置しておりますので、綾野小、水口小を中心に、基本的には学区に制限されずに、車で送迎対応をして通っていただける児童クラブになります。</p> <p>次に資料の2ページをご覧ください。⑤信楽区域では、下の②確保方策の支援単位数を、令和8年度から、4から3へ、1減しております。この減少の理由ですが、令和8年度の児童クラブ入所申し込みを受け付けましたところ、小原つばさ児童クラブの通年利用申し込みが当初6名と少数であったことから、</p> |

令和8年度から小原つばさ児童クラブを信楽児童クラブと合同で保育をさせていただく予定です。なお、現時点では小原つばさ児童クラブでは、入所申し込みが1名減り、5名が入所予定となっております。この小原つばさ児童クラブを合同保育にするにあたっては、入所申し込みしていただいた保護者の方に対して、昨年度末に説明会を開催し、ご説明させていただきました。また、合同保育先となる信楽児童クラブの保護者の皆様にも、お手紙でご説明させていただいたところがございます。

最後に⑥全市参考というところをご覧ください。2ページの下半分です。ここまでご説明させていただいた通り、支援単位数について、水口区域で令和8年度から1増、信楽区域で令和8年度から1減となりますので、市全体での支援単位数の変動はございません。

ここで、令和8年度、放課後児童クラブの入所申し込みの状況についても参考として、ご報告させていただきます。本日配布させていただきました資料4をご覧ください。この甲賀市においては、指定管理者、民設民営のそれぞれの事業者様の協力もありまして、今年度まで何とか待機ゼロを続けて参りましたが、令和8年度においては、残念ながら待機児童が生じる見込みとなっております。

水口区域では、水口学区で15名、貴生川学区で20名の待機が現時点で生じております。土山区域では、大野学区で6名の待機が、甲南区域では、希望ヶ丘学区で6名の待機がそれぞれ生じております。

一番下になりますけれども、甲賀市全体では、現時点では47名の待機となっております。

今年度については特に水口区域で待機が生じる可能性があるかと、あらかじめ見込んでおりましたこともあって、今年度、民設民営児童クラブを新たに募集し、先ほどお話ししましたハナココこどもクラブを開設していただくことになりました。そうしたことから、待機となった方には、積極的にハナココこどもクラブをご案内しているところがございます。ただ、新しい児童クラブということもありまして、定員25名の枠に対しまして、現在11名の応募にとどまっております。新年度が始まるまでには、できる限り、この待機児童を減らすことができるよう、引き続き事業者と調整を続けて参りたいと考えております。

続きまして、資料の1-1に戻ります。計画の一部変更につきまして、3ページ目をご覧ください。

こども誰でも通園制度の変更点について保育幼稚園課から説明をさせていただきます。

それでは、こども誰でも通園制度の変更についてご説明させていただきます。まず資料の3ページになります。令和8年4月から全国で本格実施されます、このこども誰でも通園制度ですが、こどもたちが社会性を育む機会を提供し、育児中の保護者の孤立感を軽減することなどを目的として、ゼロ歳から2歳までの未就園児が月に一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度となっております。今回変更を行いますのは、量の見込みと確保方策の部分です。地域の教育

| | |
|-----|---|
| | <p>保育施設と連携し、育児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努める他、乳児等通園支援事業者と、教育保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。この文言を追加しております。</p> <p>こども誰でも通園制度の変更については、以上となります。</p> <p>計画の変更点は以上となります。今回委員の皆様から、今回の変更に係るご質問ご意見をいただきました上で、滋賀県宛に計画変更の届け出を行う予定です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の一部変更について説明がありました。</p> <p>この点について委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今日の配布いただいた資料4の、支援単位が42と合計が出ていると思うんですが、事前に配布いただいている計画変更の資料の2ページでは、支援単位数が44となっています。</p> |
| 事務局 | <p>ご指摘の通り、数が合わなければならないはずです。すぐに確認します。</p> |
| 委員 | <p>ではこの点については今確認をいただいているということですので、他の点で何か皆様、気になった点等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、私の方からよろしいでしょうか。</p> <p>乳児等通園支援事業のところの量の見込みと確保方策のところを書いていただいている文言なんですけど、こども誰でも通園制度についてはどこの自治体も、ちょっと困っておられるとか、まだ見通しが立ってないところも多いと思うんですけど、ここに書いてある地域の教育保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保っていうのは、具体的に、どういうイメージなんですかね。通っていたこども誰でも通園制度で利用していた同じ園に、そのまままた何らかの形で通えるようにするっていうイメージなのか、一時保育みたいな感じで使っていくイメージなのか。受け入れ枠、利用終了後の受け入れ枠の確保について、よろしいでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>この部分の解釈といいますか、こちらの思っているところは委員長おっしゃるような、同じ園で受け入れが可能であれば、そういうような接続という部分もありますし、今おっしゃったような一時預かり保育のような利用もその1つの対応策かなというふうに思います。</p> <p>また3歳児になられると、1号認定で、いわゆる幼稚園で利用可能な施設も市内にごございますので、そういったところで希望があれば、こちらのあっせんというか、対応していこうということは考えておりますけど、まだ始まってませんので、どうなるかなというところですけども、そういったニーズに合わせて対応できればというイメージです。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>せっかくなら、こども誰でも通園制度で少し利用してた園に、そのまま入園できたりすると、こどもたちにとっても保護者にとっても安心かなと思いますので、方向性について、理解できてよかったです。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ありがとうございました。</p> <p>他いかがでしょうか。先ほどの件ですかね。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど委員からご指摘ございました、支援単位数が異なるのではないかと うご指摘についてです。</p> <p>資料1-1では、全市⑥のところを見ますと、令和8年度の支援単位数44 となっております。</p> <p>それに対しまして資料4では、支援単位数の列の合計が42となっております。 こちら、資料4の集計が誤っておりました。甲南区域の合計が10となっ ておりますが、各項目を足しますと11になります。また信楽区域が、足しま すと3になります。42に2を足して、合計44が正しく、計画の44と一致 します。訂正してお詫び申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ちょっと計算が合っていなかったということで皆様、資料を書き換えいただ ければと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら本件については以上といたします。</p> <p>それでは次に議事の2、滋賀県子ども基本条例及び甲賀市子ども基本条例た たき台について、説明を事務局よりお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>引き続き子育て政策課の森田より説明させていただきます。</p> <p>また説明の前段に今回から甲賀市子ども基本条例の制定に向けた検討に入り ますので、改めて、全体のスケジュールを再確認させていただきたいと思いま す。</p> <p>本日、配布させていただきました資料5をご覧ください。こちらは前回9月 の会議で配布した資料の修正版です。裏面をご覧ください。5のスケジュー ル、こちらを現時点の状況に合わせて、赤字で修正しております。</p> <p>まず、本来でしたら、本今回の会議において、11月にアンケートを実施し て、アンケート調査結果の速報を報告させていただく予定でしたが、発送が今 月になってしまいました。そのため、アンケート調査結果については、今回報 告をできず、次回5月の審議会で報告をさせていただきます。ご了承ください い。</p> <p>条例案につきましては、今回の審議会1月29日の審議会③、こちらを1回 目として、5月、7月の計3回の審議を行いまして、答申案をいただきたいと 考えております。答申案をもとに、9月にパブリックコメントを実施しまし て、いただいた意見をもとに最終修正を行います。最後は、条例ですので、1 2月に市議会へ条例案を提案しまして、議決をいただけたら、条例が制定とい うことになります。</p> <p>計画案につきましては、次回5月から、計4回の審議で答申案をいただきた いと考えております。答申案をもとに、パブリックコメントを実施し、そこ でいただいた意見をもとに最終修正し、来年3月末の計画策定を目指したいと考 えております。また、来年度の審議会につきましては、多くの委員の皆様にご 参加いただくため、あらかじめ日程を設定させていただきました。</p> <p>5月28日、7月30日、10月1日、11月12日を予定しております。</p> |

なお、10月の1日の審議会のみ、午後2時からの予定です。他は本日と同じく午前10時からの予定ですので、皆様ご予定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは本題の方に入らせていただきます。

次第の3議事の2、滋賀県子ども基本条例及び甲賀市子ども基本条例のたたき台について、ご説明させていただきます。最初に、滋賀県子ども基本条例について説明させていただきます、そのあと、市の条例のたたき台についてご説明します。

資料の2-1と資料の2-3をご用意ください。パンフレットと、条例本文でございます。資料2-1は、滋賀県子ども基本条例の、大人向けパンフレットです。年末にでき上がったものを提供していただきましたので、主にこちらを使って本日ご説明いたします。資料2-3は、条例の本文です。こちらの表面だけで結構ですのであわせてご覧ください。

それでは、パンフレットの1ページをご覧ください。最初に、子どもの権利条約、児童の権利に関する条約についての説明があります。この条約は子ども基本法にも取り入れられており、子どもの権利についての法的な根拠は、この条約になります。県条例では、条例の前文において、この条約と子どもの権利について触れています。市の条例においても、同じくこの子どもの権利条約については触れていきたいと思えます。

次にその下です。滋賀県子ども基本条例は、子どもの権利条約、子ども基本法を踏まえて制定しましたということが書かれています。市の条例も同様ですが、加えて、市の条例は、県の子ども基本条例、こちらも踏まえて制定することになります。

その下、目的とあります。条例の目的は、子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指しますとされています。市の条例も、この県の条例の目的を参考として作っていききたいと思えます。

次に、右側の2ページをご覧ください。子どもが待っている大切な権利、として、大きく4つ。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と、挙げられています。それぞれ右側の中で具体的な権利の中身について触れられています。

パンフレットでは、こうした形で子どもの権利についてわかりやすくまとめられているのですが、実は、県の条例本文の方では、これらの子どもの権利が具体的に書かれているわけではありません。後程説明しますが、これに対して市の条例では、具体的に子どもの権利はこんなものがあるということを具体的に挙げていきたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。基本理念として、子どもの権利が守られる社会をつくるために何を大切にすることということが定められています。県の条例では、子どもの権利を具体的に並べるのではなく、子どもの権利がもう守られる社会づくりは、こういったことを推進しなければならないといったことを書き連ねておられます。

次に、4ページ右側をご覧ください。みんなの責任と役割として、基本理念に基づき、それぞれが果たすべき役割を定めています。子どもの権利を守るために、県では、滋賀県、保護者、事業者、県民子どもを含む学校等と、こういったそれぞれの立場にある皆さんに役割と責任があると、いうふうに定めています。市の条例でも同様に触れていきたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。こどもの意見の尊重として県条例では、ここだけで第2章として重みを持たせておられます。こどもの意見の尊重、こどもの意見をしっかり聞くということは、こども大綱でも大きな重要な要素となっており、市の条例でも、その重要性を強調していきたいと考えております。

次に6ページです。県の条例では、子どもの権利を守る仕組みとして、まずは相談窓口、そこで解決しない場合のために、子どもの権利侵害を救済するための公平、中立な第三者機関として、滋賀県子どもの権利委員会、といったものを設置しています。ここが県の特色といったところだと思います。なお相談窓口は、めくっていただいた裏表紙に一覧が相談されています。市では県のこの子どもの権利委員会のような救済機関といったものは設置しませんが、子どもの権利侵害があった場合は、市での事案であってもこの県の救済機関につながっていくといったことが考えられますので、相談窓口案内するというのが第一段階、それで解決しないような場合には、最後は県の救済機関につなげていくといった配慮と対応が必要だと考えますので、そういったことを条例に盛り込みたいと考えております。

県条例の説明は以上です。

この県の条例を参考にした、市の条例のたたき台を説明させていただきます。県条例を参考にしながらも、市の条例の独自性も打ち出すことを目指したいと考えておりますので、委員の皆様のご意見を期待しております。

それでは資料2-4をご覧ください。甲賀市子ども基本条例のたたき台でございます。この段階ではまだ、県条例のように条文形式はとらずに、箇条書きで書き連ねております。文体も「ですます調」で表記しています。このたたき台から、今回様々なご意見をいただきまして、次回には条例案を作成しようと考えています。

条例案になるときは第何条といった条立てにする予定ではありますが、文体については、県条例のような「である調」ではなく、このまま「ですます調」でいきたいと考えています。また、使用する言葉も、今書いてあるこの箇条書きの言葉よりも、もっと簡単でわかりやすくしたいということを考えています。

イメージとしては、でき上がった条例が、小学5年生でも読んで理解できるような条例。こども目線で、こどもに意味がしっかり伝わる条例にしたいということを考えております。

条例は、市の例規担当の総務課からも結構厳しいチェックが入ります。最終的に、「ですます調」で、やわらかい文体ということを考えてはいますが、それが可能かどうかはまだまだ検討が必要となります。総務課と一緒に検討して

いただいて、こういったことに挑戦して参りたいと考えております。

この点、委員の皆様からは、今申し上げましたこども目線でわかりやすい条例を目指すということがいいのか、また県の条例のようにいわゆる条例らしいカチツとした体裁とするか、どちらの方向性が良いかということについて、後程またご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。

まず、前文についてです。この条例の前文とは、条例本体の前に置かれるもので、条例の制定の趣旨とか理念、目的などを強調して述べた文章となります。具体的な規範を定めるものではないのですが、各条文の解釈の基準にもなるものと言われております。県の条例でも、前文、比較的ボリュームのある前文となっております。市の条例でも、委員の皆様の見解をたくさん取り入れまして、特にこどもに対してメッセージ性のある前文にできればと考えております。このたたき台の前文として用意させていただいたものにつきましては、前半の3つの丸の箇条書きで、こどもの権利保障について触れています。後半の丸3つ、3つの丸では、こどもの声を聞くこと、こどもの意見聴取についての重要性について触れております。こちらは本当にもうたたき台ということで提案させていただいたものですので、大きく変えていただいても全然問題ございませんのでいろんなご意見を、いただけるようによろしくお願いいたします。

次に条例制定の目的についてです。この目的は、条例制定の目的を簡潔、端的に表現することが、多いです。県の条例の目的については、最終的な条例の中身を要約したような形になっております。市の条例でも、目的としては、そういった要約的な形、他になろうかと思っておりますので、最後でき上がった形からもう一度目的に振り返って考えるということ、また考えております。

3の用語の定義についてです。たたき台ではこの6つを挙げておりますが、最終的に条文に出てきました用語、をとらえまして、必要なものについてこの定義を定めていきたいと考えています。1点だけ、一番上のこどもの定義について説明をさせていただきますが、たたき台では、市内に在住し、在学し、または在勤する。心身の発達の過程にある者。としています。このこどもの定義について、他の市、市町村では、18歳未満とか、いう形で区切っているところもあるのですが、こちらは県条例に倣って、年齢で区切らず、心身の発達の過程にあるものというふうにしております。また、県の方は本当に心身の発達の過程にあるものだけなんです、市の条例ということで市内の在住在学在勤と。限定する案とさせていただきました。こういったところについてもまたご意見いただけたらと思います。

次に4、こどもの権利についてです。ここでは、県条例のパンフレットを参考にさせていただいて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と、大きく4つに分類をした上で、権利の中身を具体的に提示するというところで、箇条書きで挙げております。ここでは、子どもの権利条約やこども基本法、こどもの意見を踏まえ、特に大切にすべきこどもの権利について定めていきたいと考えています。

次に5のこどもの権利を保障するための役割です。こどもの権利を守るため

| | |
|-----------|--|
| | <p>に、それぞれの役割について定めているのですが、県の条例を参考にしながらちょっと細分化をしまして、大人の役割、こどもの役割、保護者の役割、学校と関係者の役割、地域住民等の役割、事業者の役割、市の役割といった形で、それぞれの役割について、定めております。この分類、細かくちょっと分けたことについてもご意見いただけたらと思います。</p> <p>次に、こどもの権利を保障するための施策の推進についてです。大きな項目として、子育て家庭等への支援。こどもの居場所づくり。虐待及び体罰の防止、いじめの防止、多様性の尊重、意見表明及び参画の促進、こどもの権利侵害からの救済といったものを挙げています。あまり、具体的な表現ではなく、個別具体的な施策をこの後、このこども基本条例を制定した後にそれを受けて、甲賀市のこども計画はできるっていう流れをイメージしていただきまして、こども計画の方では、非常に細かい施策も、盛り込んでいきたいと思えます。ここの条例では、個別具体的な施策を導くための大きな方向性として、挙げていただけたらと考えています。</p> <p>以上で、市条例のたたき台の説明とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様から様々なご意見、アイデアをいただきまして、この甲賀市こども基本条例に皆様の思いを詰め込んでいただけたら幸いです。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>条例を作るっていう経験は私もないんですけども、どういう意見を出していくのがいいのか皆さんも迷われているかなと思います。それぞれの立場から率直に、感じたところをそれぞれ今日お話していただければなというふうに思っております。</p> <p>ちょっと順番に当てようかなと思ったんですけども、皆さんに答えていただきたいなと思うんですが、それぞれ準備の時間が違うと思いますので、ご意見のある方から、率直に意見いただけたらなというふうに思います。いただいた意見が実際に反映されるとか、ここの文章について、こうしないといけないんじゃないかとかそういう意見だけではなく、本当に広い意味で、皆さんで作っていく条例ということですので、意見をいただけたら大変ありがたいです。</p> <p>いかがでしょうか。それでは、私からいいですか。</p> <p>2ページのこどものところなんですけれども、近年はこどもだけではなくって18歳以上の若者、発達の途上にある人も含めて、支援していくってようなことになっていいるんですけれども、もしここの中に若者を含むのであれば、この甲賀市こども基本条例っていう条例の名前で、若者が自分たちが当事者だというふうに、この条例のタイトルを見て、何か感じられるかな、ということを感じました。ターゲットが、主に18歳以下ということであれば、それでも構わないのかなと思うんですけど、何かここら辺のターゲットをどういうふうに考えたらいいか。大人っていう表現も出てくると思うんですけど、18歳以上の心身の発達の過程にある人は大人じゃないのかとか、何か他の自治体でもいろいろこういう会議とで、こどもとか大人とかって何かな、みたいなところでいつも議論になるんですけども、そこら辺を何か、お考えとかってございますか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>会長からご意見いただきましたことにつきまして、私も情報提供というか、ここでの考えというよりは皆さんに促すという形でお答えさせていただきますけど、まず他市ではこども若者条例という名前になっているというところもあるのは承知しております。</p> <p>今回、甲賀市としましては、ひらがな「こども」ということを用いることによりまして、今までは県のような、子が漢字の「子ども」であったわけですが、そこでちょっと差別させていただいているのは、ひらがなになることによりまして、通常は18歳までということを考えておりましたが、ひらがなになることによりまして、18歳以上でも、心身の発達の過程にある方を含んでおるというところで、考えておったところでございます。</p> <p>ただ今の考えが、いややっぱりそれではわかりにくいとか、ひらがなだけで区別するのはどうかとか、そういった意見も含めて、この会議でご議論いただきたいと考えております。</p> |
| 会長 | <p>私もひらがな「こども」の意味は、こども家庭庁の説明とかでわかっているんですけども、ただ一般の人がひらがな「こども」と、漢字の「子ども」の違いを、若者が知ってるかっていうと、多分「こども」っていうのを見ただけで自分は関係ないって、当然思いますよね。</p> <p>そこら辺のところを、当事者に届けるっていうことをすごく意識して甲賀市さんの今回の条例を考えておられるので、変えてくださいというわけではなくって、そのためにどういうふうにしたらいいのかなみたいなのをちょっと感じました。以上です。</p> <p>他よろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今の「こども」というようなひらがなの表現とか、漢字の子を使うとかいうことについては、おそらく関係者の中だけでしか周知されていない情報であって、一般的にはまずそんな理解ができないと思います。そこをどう説明していくかということと、あと心身の発達の過程にあるという状態を、どういう状況が心身の発達の過程にあるっていうふうにとらえるのかでずいぶん変わってきます。例えば20歳以上の人に対して、あなたは心身の発達の過程にあるので、「こども」ですよという言い方ができるのかどうかって言ったら、おそらく難しい。だからここはもう、18歳という、ほぼ法的なラインを引いた方がわかりやすいのはわかりやすいかなというふうに私は思います。でも他に意味を含ませるのであれば、どこかでそれを説明しないと、こども若者って言うてしまうかどうか。こども若者条例ですと、いうところかなというふうに、お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃる通り、心身の発達の過程にあるということは、ほとんどの方がそうではないかということで、完成された大人という意味を、逆に難しい意味で取ってしまうこともございます。今のご意見のように、しっかりと分けるっていうのも1つかと思います。こどもといたら18歳までで、若者と言えば、概ね39歳とか、そういった形で定義づけるのも分かりやすいかもしれませんので、検討させていただきたいと思います。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>その下の大人のところです。</p> <p>こどもに関わるこども以外のもの、となっているんですが、これを読むとどうしても私こどもと関係ないという方がおられると思うんですけど、広い意味でももちろんこどもに関わっておられると思いますが、何かちょっと説明があるとうれしいなと思いました。</p> |
| 事務局 | <p>ここも合わせて一緒に検討させていただきたいと思います。</p> <p>わかりやすいように、大人の定義も決めたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>他に何か、定義のところ以外でも、それぞれのお立場から気づいたことがあれば、よろしくお願いします。</p> |
| 委員 | <p>4ページの、事業者の役割の部分ですけれども、子育て支援しやすい職場環境づくりを行います。とあります。</p> <p>県のパンフレットとかを見ると、「努めます」と書いてあるので、ちょっと表現が、事業者としての責務が強すぎるかなという気がしますので、県のような表現をされる方がいいかなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>例えば、環境づくりに努める。努めていただきます。とか、そういった形の表現で、調整させていただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>前文についての四つ目の丸で、この条例を制定するにあたって、こどもたちの思いを酌み取るということで、アンケートなりワークショップなりを実施されて、そこから声を拾い上げてきて、それを条例制定の1つの根拠にしているというふうな流れだと思うんです。その様々な声というのは、こどもたちの声ってことですか。その保護者さんの声も含めてでしょうか。その根拠の割合というに変ですけども、取り上げる影響というのはかなり大きいのか、一応そこは考えておくけれども、広く今の社会の状況とか、子育てに関する環境とともに、子育てに当たる者の価値観の変化であるとか、そんなことも含めて、そのこどもの声の直接的なところどれぐらい取り入れていくのかなというところを、ちょっと心配でもないんですけども、わからないところがあって。</p> <p>例えばですけども、さっきのこどもの意見聴取の資料の中で、こどもたちがもっとゲームをしたいと、ゲームができる場所を作りたいという思いを拾い上げて、こどもたちがゲーム漬けになっている状況を前提として、条例制定していくと。極端な例ですけども。そうではなくって、その大人の今の子育てに関わるものの考え方なりがあると思うので、今のこどもの状況そのまま、鵜呑みにしていったら、この状況を保障していくのかどうかというところに、判断基準となる子育てに対して必要ないろんな価値観が出てくると思う。その辺り、どんな程度お考えなのか。今のこどもがゲームしたいというのはもう極端だと思うんですが、単純にはいかない。その辺りの取り入れ方。</p> <p>それともう1点、ちょっと離れるかもわかりませんが、子育てに関して、ネオネグレクトって言って、環境が整っていて、一応一定収入がご家庭でも、こどもに対して正面から向き合わずに、ネグレクトではないんですけども、ほと</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>んど外注をしている。子育てを市なり、児童クラブなり、保育園なり、それから学校、そしてその先の受験に関しては塾と、保護者さんが主体となって向き合わないといけないところを、外の関係機関に任せているっていう1つの指摘があるんです。それが良いのかどうかは別として。</p> <p>そんなことも考えながら、社会的なこどもの育ちに対する課題をどれぐらい盛り込むのかということも併せて、この制定にあたっては考えていけないといけないなど。こどもまんなか社会って言われている、そのまんなかの置き方が、1つ間違うと、何か違う、ちやほやするといふか、こんな言い方したら怒られると思いますが、何かそれがこどもまんなかなのかっていう、取り違ってしまう方向にならないかなという心配をちょっとしています。</p> |
| 会長 | <p>大事なご指摘かなというふうに思います。</p> <p>ネオネグレクトという言葉を私も初めて聞きました。</p> <p>今の子育てを振り返ってみて、確かにそういう側面が心配される部分としてあるかなっていうのは、私も自分自身も含めて感じたところなんですけども。今回、そのゲームのところ私も、ずっとしてたいっていうその意見について、こどもの意見を聴くということはどういうことか、改めてちょっと考えさせられたんですけど、事務局として今のご意見について何かございますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>まず1点目でございますが、取り上げる割合についてでございます。趣旨としてはこどもの意見をしっかり聞いていくというところで、どんな意見が出るかというところで、当然、条例に上げる段につきましては、ある程度制限がかかってくると思います。ただ、そういったテーマパークが欲しいとか、ゲームをしたいとか、そういった意見はあると思いますし、やっぱりそれがこどもの思いだということをしっかり酌み取っていくっていうところが大事だと思いますので、出た意見につきましては、できるだけ全部にフィードバックしていくというところで、あなたの考えがこういうところに使われているとかのフィードバックが必要であるかなというふうには感じております。</p> <p>2点目のネオネグレクトの件につきまして、こういった事象も含めて社会的な課題とされる部分につきましては、ヤングケアラーしかり、そういった部分もございますので、そういった意見を取り上げていただくと非常にありがたいと思っています。できる限り条例にも、上げていってもいいのかなと思います。ただ、こどもまんなか社会とは、やっぱりこどものわがままを聞くわけではないとは思っていますので、そういったところはこの会議としてもしっかり何か定義づけていくということが大事かなと考えております。</p> |
| 委員 | <p>私は保育園に勤めているんですけども、やはりこどもさんの心の声を、しっかり聞いて、やっぱり笑顔で安心して過ごしてもらえるっていうところが、私たちも仕事かなあというふうに思っているんですけども。</p> <p>そういったところでは、前回、病児保育のお話とかも出ていましたけれども、保護者からしたら、すごく安心で、病児保育があるのはすごくいいことだになっていう反面、私たちがこどもを見させていただくときに、今日はこの場所で、病気のときはこの場所でといった環境が、本当に「こどもまんなか」なの</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>かなあっていうような思いをするときもありますし、4ページの事業者、というところでも、もしかしたら働きやすい環境があればいいなあという意味では、私の立場でいきますと、結構働きやすい環境を、事業所の皆様が作っていただけたらとてもありがたいなっていうふうな思いがあります。このようにここは入れていただいているので、ありがたいです。あと、やはり園でこれからすごく課題になってくるなと思うのが、外国籍のお子さんがすごくいらっしやあって、お子さんも保護者の皆さんも、すごく安心して、日々過ごせるようになっていうところのページのあたりのところ、具体的にはわからないんですけど、もう本当に、毎日やっぱり不安の中で、生活されている部分もあるのではないかなあというところで、何か具体的な、形でという言葉が、私自身はちょっと出せないんですけどもそんなふうな思いがあります。</p> <p>あと、やはりそれぞれの役割は書いているんですけども、結局のところ大人同士の繋がりみたいなのところとか、子どもたちを見守る連携みたいなのところが含まれているといいなと私は思います。</p> |
| 会長 | <p>大人たち同士の子どもを守るためのネットワークも必要であるということと、あと外国にルーツのあるご家庭っていうのが今すごく増えてると思うんですけども、甲賀市では、日本人だけじゃなくて、外国にルーツのある子どもたち、子育て家庭も含めて、しっかり支援していくんだと入れていただくこと、いい意見だと思います。</p> <p>事務局、今のご意見で何かございますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>3点いただきました。どれも重要なことであると思います。</p> <p>最初に提案いただいた病児保育の件につきましてもいろんなご意見を確かに入れておきます。</p> <p>保護者の部分のウェイトが大きいですので、そういったところ、子どもを真ん中に置いた部分で働きやすい環境っていうのは、ある程度必要かなっていうのは感じております。</p> <p>また2点目の外国籍の子どもさんにつきましても、非常に増えてきておりますので、単に通訳だけでなく、心のケアもできるような、施策に繋がるようなヒントがあればまたこの会議で上げていただきたいなと思います。</p> <p>それと最後、大人同士の見守りというところにつきましても、やっぱり甲賀市はまだ比較的、中山間地域も多くございますので、地域での繋がりっていうのも非常に大事かと思っております。そういった甲賀市の強みの部分も、条例の部分で何かこうあげられたらいいかなというふうに感じております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>1つ、子どもの権利が守られる、あなたの権利は守られているんですけどっていうのはいいんですけど、私はコミュニティスクールや、スクールガードで、子どもたちと一緒に、登校班と一緒に学校まで歩いて行ってその間に会話をしたりとか、あと水口中学校区になるんですけど、いしずえ推進会議の委員もやらしていただいたりするんですけど、そういった中で感じるのが、私の権利を主張するのはいいんですけど、相手にも、同級生にもやはり権利が</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>あるんだよと。お互いに権利同士、やり合っていると、結局うまくいかない。学級崩壊に繋がってくるっていうことも実際ありますので、自分の権利の主張はいいんですけど、相手の権利もしっかりと、受けとめるっていう、その辺のことが何か盛り込まれてもいいのかなと感じました。</p> <p>もう1つが、県のほうもアンケートを取られるとか、いろんなところに高校生大学生も含めて、いろんな意見聴取をされているんでそれを参考にしたっていうのがあるんですけど、先ほどの「こども」っていうとらえ方の中での高校生や大学生が、小学生、中学生に実際に関わったことによって、すごく伸びるっていう部分があるんです。私は「こども未来会議」をやっているんですけど、そこにサポーターとして高校生や大学生が来てくれると、その子たちの話によって小学生、中学生がすごく伸びるんです。その辺の関わりもちょっとどこかにあると良いのかなと思いつつながら、これなかなか文章にするのは難しいんで、次の段階のこども計画の方に持っていった方がいいのか、ちょっとそこ迷っているんですけど、でも確かに18歳と区切ったときに、その上の若い世代が関わることで、すごくこどもたちが伸びることも間違いないので、ちょっとそういうこともあればなあというふうに思いました。</p> |
| 事務局 | <p>1点目の、確かにこどもの権利主張ばかりではというご意見でございましたので、確かに相手にも権利があり、しっかり尊重できるようにお互いがっていうところは、条例に挙げていくべきかもしれませんので、考えさせていただきます。</p> <p>2つ目の高校生、大学生のことでございますが、これも夏に実際に行かせていただきまして、非常にコミュニケーションが取れているなど感じておりましたので、そういった役割の方がいるからこそ、前のアンケートもしっかり仕切っていただいたという部分でございました。そういった役割の部分についても、何かの形で表していけたらなと考えております。</p> |
| 委員 | <p>小児科医としてこの地域のこどもたちのつき合いが、気がつけば30年近くになりました。その間、小児科医としての、仕事、役割としましてももちろん、4番のこどもの生きる権利のところ、「病気をしたら病院で治療が受けられます」というところですが、そういう病気の治療対応というのはもちろんなんですけども、それと同時に、赤ちゃんの乳児健診ですとか、予防注射ですとか、病気の対応と未然に防ぐ予防の考え方と、その2つの取り組みはもう車輪の両輪のように大事だと思います。</p> <p>ですから、もし可能であればそのこどもの生きる権利のところ、病気の治療が受けられるだけじゃなくて、健康だったり、元気、健やかに成長できるっていうような、文言が入ると素敵かなと思います。というのは、ちっちゃい乳児達を想定すると、その子たちが自分で受診するわけではないので、その保護者が関わることで、働きかけることで、それは実現できる課題だからです。</p> |
| 事務局 | <p>先生がおっしゃってくださったように、こどもの健康を守るという点につきましては、病気になってからっていうことではなく、予防が大事です。今までからもそれはこどもだけではなく、大人もそうであると考えておりますので、この件につきましてはまたちょっと表現を考えていけたらなと思っております。</p> |

| | |
|-----|---|
| | す。 |
| 委員 | <p>こども基本条例が小5でも理解できるような内容にすると、最初に言ってくださいましたけれども、例えば、虐待の家庭の中で、こどもにもいろんな問題があったとしても、親自体にいろんな課題があるということを知りますので、こどもだけじゃなくって、こういうこども基本条例があるということ、そういう親たちにも届くような、わかりやすい内容にしてほしいです。やっぱり理解力が低い親もいらっしやると思うんです。こどもにも大人にもわかるような、条例になればいいなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃる通り、そういうご家庭もございますので、条例本文を見ていただいたら、ある程度理解できるような形で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>またそれと、条例がしっかり届くように、これを手に取っていただくことがまず大事だと思いますので、そういった工夫も含めながら進めて参りたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。他はいかがでしょうか。</p> <p>改善点だけでなく、感じたことでも結構です。</p> |
| 委員 | <p>条例の文言をこういうふうにしたらいんじゃないかみたいな意見がちょっと自分の中で出てこなくて、ちょっと見た中の感想になって申し訳ないんですけど、2ページの育つ権利というところで、例えば遊んで楽しく過ごしますとか、自分らしく過ごせる居場所がありますっていうようなところを見たときに、先ほどの放課後の児童クラブの、今回ちょっと待機が出ましたよっていう話を聞いて自分の中で浮かんだんですけど、ちょっと今回どういう選考基準というのがわかってないところがある中でなんですけれども、おそらくこどもの年齢や、保護者の就労状況、どれぐらいの時間に帰ってくるか、そういうところを総合的に見て、おそらく判断いただいたんだろうなと想像がつくのですが、こどもたちの年齢が上がっていったら、児童クラブ行きたくないとか、友達と遊びたいとか、そういった中で高学年は人数が減ってくるかなと思うんですけど、やはりそういった中でもこどもさん本人や、保護者の方の希望というか、放課後の過ごし方についての課題とか心配事がある中で、今回申し込みをされたところがあったかなと思うので、今回入れなくてちょっとどういうふうに過ごされるのかなというところをちょっと想像していました。ハナココさんも、いろいろ取り組みされてるみたいで、気になるなと思いつつ、今は送迎が必要というか、ハナココさん自体が送迎されるわけではないのですか。送迎されるのですか。そういうところも、何かうまく使いながら、楽しく安心安全に、放課後の大事な時間をこどもたちが、過ごしていけたらなあということを思っていました。</p> <p>今、私のこどもが全員未就学児で、来年から1年生になるんですけど、今、未就学の間は結構いろんな過ごし場所がすごくあるなと思っていて、すごく充実していて、安心安全に過ごせる場所がたくさんあるんです。けれど、その多くが小学生になったらもう使えないところが多くて、まだちょっと私も調べきれてないんですけど、入れなかったり、ちょっと入ろうか迷ってたけ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ど、家で頑張ろうかなってなったお子さんたちが、ご家庭以外でもちょっと楽しく過ごせる、こどもたちが集まったりできる、一定ルールを設けながらそうやって過ごせる場所とかが、何かあったらいいのになあみたい。予算とか人材が必要な中での、ちょっと勝手な希望になるんですけど、そういったところは思いました。</p> |
| 事務局 | <p>非常に大事なことで、待機の部分につきましてはこちらの基準に従いまして決まっておりますが、児童クラブだけでなく今おっしゃった気軽に相談できる心配事とかが相談できるような場所っていうのは、貴重なご意見としますので、そういったご意見も踏まえながら、施策に生かす方向で考えていきたいと考えております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>年齢が大きくなると、居場所をどう確保しようかということとか、年齢的にひとりで家に居られるようになると思うのですが、ゲーム漬けになるんじゃないとか、いろいろ心配事があります。今回のこども意見聴取でも、友達と遊べる場所が欲しいとか意見がありました。委員がおっしゃるように、条例があっても中身の伴う施策がないと意味がありませんので。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>感想になってしまうかもしれませんが、5年生向けに条例を作られるっていうのは、いい取り組みだなあと思いました。ただ、抽象的なことが記載されるので、どうしてもその小学校5年生ぐらいになると、少し抽象的な思考が始められる時期だと思うので、そういう意味では、どうしても条例の中で説明がすごく増えてくるんだろうなと思います。そういった中でも、やっぱり文字での説明だけでは分からないこととかたくさんあると思うので、そういったところの説明とか、人権教育的なものをどこかで取り入れたりとかする機会っていうのは設ける必要があるのかなと感じました。</p> <p>あと、小学校5年生向けにされることで、条例の中で賄いきれない部分っていうのがおそらくあるだろうと思うので、そういったところをどういうふうに盛り込むのかっていうところは、考えないといけないと思います。</p> |
| 事務局 | <p>1点目の、確かにそういった抽象的な部分になりますと、そういった部分が出てきますので、さきほどおっしゃられたように、人権教育というところに関して、しっかりそこも学んでいただけるような仕組みがあれば、併せて相乗効果が生まれるかなというふうに考えております。</p> <p>それともう1つ書ききれない部分も確かに出てきますし、フィードバックする部分もありますので、条例本体とは別に何かこう、絵も用いた、滋賀県のパンフレットみたいな形のものも必要ではないかなと考えております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>何かYouTube動画みたいな、こども家庭庁も作ってますけど、ああいふのとかができると、学校とかでも、全体に見せやすいかなというふうに思いました。</p> <p>他にご意見いかがでしょうか。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>こどもの居場所づくりですね、支援に努めますということは、すごく良いことだなと思います。今の若い方たちは、引きこもりとか、登校拒否でなく、登校することができない子どもたちが増えてると思います。</p> <p>私ごとですが、長男が中学1年、2年は喜んで楽しく学校に行ってたんですけど、中学3年のときにクラス替えがあつて、仲良かった生徒さんたちとクラスが分かれて、みんなにしかとされたとか言つて、もう学校行くのがいいや言つて、1年間、学校行くことができなかつたんです。</p> <p>その時に私は担任の先生と校長先生と、何回も中学校に行つて話し合いをしたんです。ある日、担任の先生からお電話いただいて、「息子さんがいないから探したら、トイレで友達3人ほどに恐喝されてたんです。120円取られた」つて。それは私、校長先生に言つたんですが、校長先生は120円ぐらい安いもんやつて言つたんですよね。私はその時に、校長先生から見たら120円は安いかもしれんけど、ひとり親家庭にとって120円は大金ですし、お金の問題ではないつて言うたんです。そのときに、クラスを変えて欲しいつて言うたんです。もう頭ごなしに校長先生は、クラスは変えられませんよね。結局、私の息子は1年間、学校へ行くことができませんでした。その時にやっぱり1年自分の部屋でこもつたらあかんな思つて、私はちょうどスイミングに通つたので、夜の部に変えて、息子も一緒に入会さして、毎日スイミングで泳がして体力つけるように、1日家にこもつたら育ち盛りの体にもよいことじゃないと思つて、1年間、夜にスイミングに通わせました。その時、私は両親の介護もしてつたので、それに仕事もしてつたのに大変な時期やつたんですけど。校長先生が、そういうふうな頭ごなしに言われたようなことではなく、もうちょっと、保護者の意見とか聞いて欲しかった。担任の先生はすごく良い先生で、学校の帰りに家に寄つて、息子に今日はどうやつたとか言つて、今日はこんなことがあつたよとかいうつて、毎日寄つて教えてくれてつたんです。</p> <p>中学校卒業で進路を決めるときに、結局1年間学校に行つてなかつたので、やっぱり県立高校は試験が受けられないので、担任の先生が亀山の高校を紹介してくださいました。そこに通うようになって、私も亀山まで私の家から片道50キロ、送り迎えをずっとさしてもらつたんですけど、大変やつた時期でした。その後、この二、三年ぐらい前でしたかな、どこの市町村か忘れたんですけど、学校へ行けない子どもさんが、クラスを変えたとかいうのがニュースに出てつたんです。うちの息子も、今の時代やつたら、クラスを変えてもらつて喜んで学校行けたのになつてということがありました。私自身の勝手な意見ですけど。やっぱり、もうちょっと学校側と保護者側が親身になつて、こどものために大人が何をしてあげたらいいのか、そういうのを考える時代になつて欲しいな思つます。今この居場所づくりとか、支援に努めますつて書いてあるので、学校に行けない子どもたちとかが行ける居場所づくりとかの支援をして欲しいなつて思つます。</p> |
| 会長 | <p>貴重なご体験を共有していただきありがとうございます。 事務局、いかがでしょうか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>貴重なお話をお聞かせいただきました。</p> <p>居場所につきましては、現在、幾つかございますが、甲賀市としてしっかり充実させていきたいと考えております。</p> |
| 会長 | <p>何らかの理由で学校に行くことが難しい子どもたちに、どうやって寄り添って何か他の方法取れるかっていうようなところとかも、今後ますます重要になってくると思いますので、盛り込むことができましたら、入れていただけたらなというふうに思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>重なっているかもしれないですが、子ども目線にされるっていうことだったんですけど、子どもはこの条例になかなか自分からたどり着けないと思うんです。5年生以上に配布されるご予定なのでしょうか。</p> <p>それと、配布される、その条例という言葉が子どもにとっては難しいかと思うので、この条例自体の説明も必要なのかなと思いました。</p> <p>もう1つは、2ページの用語の定義のところなんですけど、子どもの次に、大人があって、そのあとに保護者って続くんですけど、大人から下は全部大人なので、保護者から始まって、最後に上記以外の大人、みたいな書き方でも子どもにはわかりやすいのかなと思いました。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。</p> <p>条例という言葉が難しい。確かに、そうですね。</p> |
| | <p>1点目、資料配布につきましては、できる限り市内に行き渡るような形で、5年生とは言わず、用意させていただきたいと思います。</p> <p>それと条例の説明の部分につきましても、これも、そもそも条例とはというところも大事かと思っておりますので、そこも含めて、啓発させていただきたいというふうに考えております。</p> <p>あと最後、用語の定義についても考えさせていただきますが、今日このあたりを議論いただけたら非常にありがたかったと思っておりますので、それも含めて、次回には提案させていただきたいと考えております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>他にいかがですか。</p> |
| 委員 | <p>子どもの権利っていうと、子どもにとっては言葉だけではわかりにくいのですが、割と具体的には書かれていると思う。それを子どもがどのように理解していくか、学習する場をまた、これに関しては作っていただけたらなと思えますし、親とか保護者に、こういった子どもの権利があるということを、浅くてもよいので、広く知らしめて欲しいと思います。条文的には、どうこうってまだ、何日か前に目を通しただけですので、分かりかねるのですが。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>事務局いかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>しっかり学習する場を、ということでした。これも含めて、条例を作った後が大事だと思っています。滋賀県さんもやっておられますけど、出前講座などで市内を回るといのも考えておりますし、2点目の広く知らせて欲しいというのも含めて、進めていきたいと考えております。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>ありがとうございました。 次、よろしくお願ひします。</p> |
| 委員 | <p>私も、こどもとの接点がありませんが、去年、乳幼児、1歳から2歳までの、子育てしておられる親御さんに、朝ご飯の大切さについてお話をさせていただきました。結構親御さんは、朝ご飯に1歳の離乳食、何を作っているかわからないということで、市の栄養士さんとお話をさせていただいて、そのレシピを提供して、お話しをさせていただきました。今は便利な、すぐ食べさせられる離乳食みたいのもある中で、結構みんな一生懸命聞いていただいて、やっぱりこの生きる権利の中にはしっかり食べることができるっていうのは、乳幼児期は、親がやっぱり食べさせてあげないと、食べることができないので、親御さん対象の子育ての勉強会というのがあるのは良いことだと感じました。あと、ペープサートを使って、低学年ぐらいのお子さん対象に、ご飯の大切さを啓発したりしています。やっぱり生きる権利の、まずしっかり食べられるっていうこと、これがすごく大事だなと思いました。</p> |
| 会長 | <p>食べるってすごく大事な事かなと思います。ありがとうございます。 事務局いかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>大変貴重なご意見ありがとうございます。 もちろんこども自身ができないので、先ほどのお話もありましたが、保護者なり親がどれだけ条文を知って、実施できるかっていうところが大事だと思っております。 やっぱり様々な団体の皆さんがいろんな活動をしていただいているので、そういうこともみんな連携しながら、市だけが言うのではなくって、いろんな団体さんの活動の中で、条例を知っていただくことで実施できる内容もあるかなと思っておりますので、貴重なご意見かなと思っておりました。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 委員、よろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>1つだけ教えて欲しいのは、今日、事前にいただいたこのこども基本条例の冊子ですけど、これのこども向けというのがあるんですか。これは大人向けと書いてるんですけども、ひょっとしたらこども向けというのがあればまた教えて欲しいなというのが1つあります。</p> |
| 事務局 | <p>県のパンフレットについては、今お配りしたのは大人向けです。ほかに、こども向けというものと、中高生向けのもの、3種類作られております。こども向けについてはクイズ形式のものを入れるなど、親しみやすいパンフレットを作られております。全種類を本日の資料として一緒にお配りしたらよかったです。次回にはお配りできるようにご用意させていただきたいと思ひます。</p> |
| 委員 | <p>最近が多国籍のこどもたちが増えたっていうことなんですけれども、私たちは、3か月のこどもの訪問活動を行っています。私の場合は、日本人のこどもがいなくて、ほぼ外国の子が多いです。ですから、赤ちゃん訪問に、わかりやすい外国語で、その親御さんたちにもわかるような資料出していただけるとありがたいなと思っております。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>水口町では、わかりやすい日本語で書いた外国の方向けのパンフレットを渡しているんですけど、最近ではブラジルとかよりもベトナムの方が増えましたので、ベトナム語をよく分かる方に作っていただいて、やさしい日本語での説明をしたパンフレットを作っていくたいなとは思っております。</p> <p>そういった意味で、例えば、保育園の案内文とかもらいに来られた場合、説明でわかりやすいものをつけていただけたらなと思っております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>こども版とあわせて外国版ということで、事務局よろしくお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>保育園の入園申し込みの冊子の件ですけれども、数か国語の翻訳版はあるんですけども、おっしゃる通りすべての言語には対応できてないのは認識しております。また、今後の課題として、対応できたらなというふうに考えてます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>今いろいろなご意見いただいたんですけども、これは付け加えておきたいというような意見とかございますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>前回もお聞きして、この基本条例の趣旨とは異なってくるかもわからないんですけど。いわゆるスマホとかSNSの影響というのは、こどもが今もろに受けていて、現場の中学校もそうですし小学校もそうなんですが、そのSNS上でのいじめとか、それからニュースにもなってますが、暴力動画を撮影して拡散してるとか、何かそんなことが本当に現実には起こっています。それはよくご承知だと思うんですが、それについてもある程度子育て段階というか、本当に小さいお子さんを育てておられる段階から、小中学生も含め、何らかの規制がやっぱり要るのではないかなってということが世界中で言われています。実際に規制しているところ、この前もちょっとお話しさせてもらったかもわかりませんが、豊明市はもう条例化していて、スマホの制限をかけています。その辺の規制等について、この条例の中に盛り込めるのかどうかわかりませんが、何かそんなご予定とかお考えみたいなのがありますか。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>事務局、お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>今スマホとSNS等の影響でございますが、そういったことは社会問題になっておるというところで、考えていかなければならないと思っております。</p> <p>ただそれにつきましては教育委員会サイドや、携帯ですと総務省とか、そういった管轄の部分も含まれてきますので、全体の議論も必要かなというふうに思っておりますので、こども部でできることも考えつつ、そういった議論を考えていきたいと思っております。</p> |
| 委員 | <p>この規制については賛否両論あって、豊明市でもいろんな意見が出てるので本当に難しいと思うんですが、教育委員会サイドではそういう、学生に関わる議論はやっぱり進んでますか。されていますか。</p> |
| 事務局 | <p>ちょっとそこまでは分かりません。すいません。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。</p> <p>大変貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございます。それでは本件については以上といたします。</p> <p>次に議事の3、こども意見聴取・人権フェスタの結果報告について、説明を事務局よりよろしく願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは議事の3です。資料3をご覧ください。こども意見聴取の結果を報告させていただきます。</p> <p>11月22日、碧水ホールにて、甲賀市人権フェスタが開催されまして、そのイベントにおきまして、家庭児童相談室と子育て政策課でパネル展示を行うとともに、来場したこどもたちから意見聴取を行いました。表紙をめくっていただきますと、写真が2枚ございます。上の写真は、パネル展示をした2つのうちの1つの様子です。もう1つ、家庭児童相談室の方で、こどもの虐待防止というパネル展示をさせていただきまして、その隣でこのような写真のパネル展示をさせていただきました。</p> <p>こちらは子どもの権利条約についてのパネル展示をしまして、滋賀県子ども基本条例のパンフレットのこども版を配布し、こども家庭庁のこどもの権利についての動画をタブレットで流しながら、「あなたのあったらいいなをきかせて」と題しまして、こどもたちの気持ちを付箋に書き出してもらいました。</p> <p>下の写真は、僕たち私たちの気持ちということで、付箋にいろんな気持ちを書き出してもらった写真です。次のページをご覧ください。上の写真が、ちょうどこどもさんを相手に意見聴取をしている様子の写真です。来場したこどもたちの年代としては、未就学児から小学生の方が多かったです。中高生の方も何人か来られて、意見をくださいました。</p> <p>下はスタッフの写真です。家庭児童相談室の職員さんが、このウサギの着ぐるみを着てくださいまして、こどもたちを惹きつけてくださったので、たくさんのおこどもたちから声を集めることができました。</p> <p>次のページ以降は、こどもたちからいただいた意見をカテゴリー分けしたものです。甲賀市にあったらいいなと思うものを付箋に書いてねと言って書いてもらったところ、一番多かったのがやはり遊び場や公園が欲しいという意見、これが11件で一番多く、関連して、室内の遊び場が欲しいという意見も2件ありました。続いて、大型施設が欲しいという意見が4件。綺麗なまちになって欲しいという意見が3件。学校環境を良くしたいという意見が3件。安心安全なまちになって欲しいという意見が3件。元気で明るく仲良しでいられるまちにしたいという意見が3件。もっとゲームがしたいという意見が2件、その他3件と、まとめました。</p> <p>この意見聴取から、先ほども委員からご意見がありました通り、どういったものをこの条例や計画に取り込んでいくのかというところがございます。やはり、出てきた意見の中では、遊び場や公園が欲しいという声が一番多くあったということから、条例のこどもの権利という点では育つ権利、それを保障するという点として、また、計画では、そのための居場所づくりという点に繋がっていくかなと考えております。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>条例制定、また計画策定、それぞれのためにこどもの意見を活用していきたいと思えます。以上、こどもの意見聴取結果のご報告でした。</p> |
| 会長 | <p>事務局から人権フェスタにおけるこどもの意見聴取の結果報告について、説明がございました。この点について委員の皆様からご質問やご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>先の議論でもう少し出していただいていたところかなと思えますけれども、こどもたちがこういうふうには普段考えていて、今後、この意見の中で条例や市の施策として、どういうふうには位置付けていったらいいのかっていうことは、今後の検討課題かなというふうには考えております。</p> <p>こちらは参考ということで、皆さん、また見ておいていただければと思えます。本件については以上といたします。</p> <p>以上で本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には議事の運営にご協力いただき、ありがとうございました。</p> |

4. 副会長 閉会挨拶 【林副会長】

今日は第3回目の子ども・子育て応援団会議ということで、特に、令和9年に向けてこども基本条例のたたき台の部分をご審議いただきました。

もう来週から2月になるという時期になりまして、今現在、大寒ということで、本当に一番寒い時期でございます。本当に身の引き締まる冷え込みの中で、いつも信楽はマイナス4度とか言われますけれども、まだ今年はちょっとマシなんかなという気がしております。

また、今後立春へ向けて、あと1週間ほどでございますけれども、まだまだ雪が降るような天気予報でございますけれども、だんだん日が長くなってきてんのかなあという思いをしております。

皆様方本当に寒い時期でございますけれども、お体の方をご自愛いただきまして、また次回この応援団会議、ご案内先ほどもありましたけれども、ある程度の事前の日程も決まっておりますので、ご予約も入れていただければありがたいと思えます。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。お気をつけてお帰りいただきたいと思えます。

5. 閉会